

旭川総合内水対策協議会 規約

第1条（名 称）

本会は、「旭川総合内水対策協議会」（以下「協議会」と称する。

第2条（目 的）

協議会は、内水氾濫に起因する浸水被害の頻発する旭川下流域において、水害を防止又は軽減させるため、流域の特性に応じた総合内水対策の具体的施策を検討し、総合内水対策計画を策定するとともに、計画を推進することを目的とする。

第3条（組 織）

1. 協議会は、別表に定める委員により構成し、別に幹事会を置く。
2. 委員、幹事は、別表に定める職にあるものをもってあてる。

第4条（会 長）

1. 協議会には、委員の互選により会長を置く。
2. 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

第5条（会 議）

協議会は、会長が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合に開催し、会議の議長は会長がこれにあたる。

第6条（事務局）

協議会の事務局は、国土交通省岡山河川事務所とする。

第7条（参考人からの意見聴取）

協議会が必要と認める時、委員以外（参考人）に出席を求め、意見を聴取することが出来る。

第8条（雑 則）

この規約に定めない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

[付則]この規約は平成21年 5月22日から施行する。